

〈特定少年の氏名初公表〉

「重大事案」と地検

9日付の山陽新聞は、昨年10月に甲府市で発生した殺人事件で、検察が男(19)を殺人罪などで起訴し、名前を公表したとの記事を掲載。男の名前を報じた。

18、19歳を「特定少年」とし、起訴されれば実名報道が可能になった改正少年法が1日に施行され、検察当局が初めて名前を公表した事件として、他の新聞やテレビも大きく扱った。

改正前、加害少年の名前や住所、顔写真など本人を特定する「推知報道」は、少年の更生を妨げかねないなどとして禁じられていた。ただ、憲法が保障する「表現の自由」「報道の自由」とも矛盾することから、過去には重大事件を起した少年の名前や顔写真が報じられたケースもある。そのたびに是非を問う論争が起こってきた。今回の実名報道解禁を巡っても賛否の声

が上がっている。



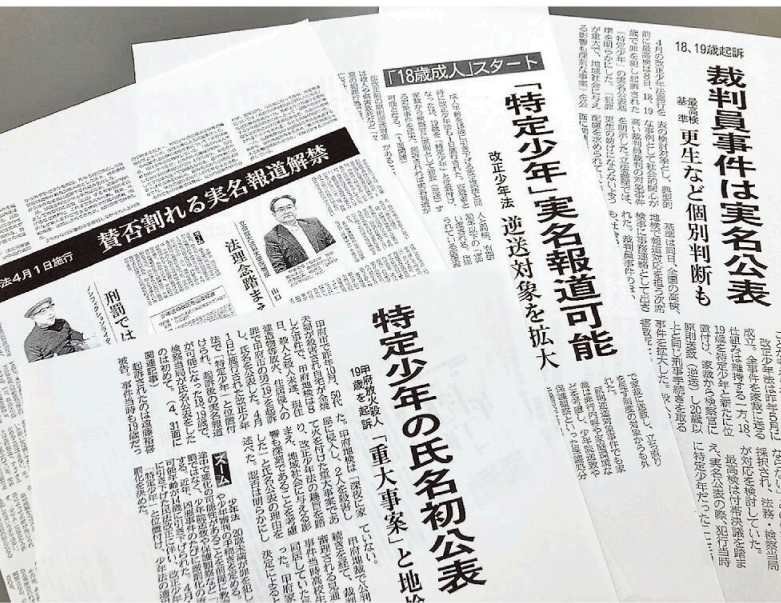
「罪を犯したら名前や顔写真が世に出されるようになるのは当然だ」。少年による暴行事件で息子を亡くした少年犯罪被害当事者の会代表の武

岡山弁護士会は、インターネットの普及で少年の非行内容

### ⑤ 推知報道

るり子さん(67)＝大阪市＝は力を込め「浸透すれば少年犯罪抑止にもつながる」と解禁の効果に期待する。

複数の刑法学者や弁護士会は反対の立場を示している。岡山弁護士会は、インターネットの普及で少年の非行内容



新たに「特定少年」と位置付けられた18、19歳の起訴後の扱いに関する本紙の報道。報道機関には慎重な対応が求められている

# 求められる慎重な対応

や生育歴、家庭環境など極めてプライバシー性の高い情報幅広く不特定多数に知れ渡る上、半永久的に残存することになるとして「少年の社会復帰や更生を阻害する」との会長声明を出した。

岡山少年院(岡山市)に入院し、更生を目指している男性(20)は「もし実名が報じられていたら、自分の立ち直りに影響すると思う。家族にも迷惑がかかっただろう」と話す。

非行少年の立ち直りなどを研究する岡山県立大の都島梨紗専任講師(34)＝教育社会学＝は、少年院に入った経験がある50人以上と接する中で「『実名が出るなら(犯罪を)やめる』と話した少年が一定数いた」とし、ある程度の抑止力になり得ると指摘。一方、ネットに名前が掲載され続け、更生した人を苦しめているのも事実という。

最高検は2月、実名公表の要件を「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻な事案」とし、裁判員裁判の対象事件は典型例だと説明。社会の要請が高く、本人の健全育成や更生に与える影響が比較的小さい場合も、個別判断で公表が考えられるとした。

ただ、起訴されても裁判所が事件への関与の度合いなどから少年院送致の保護処分が相当と判断する可能性もゼロではない。その場合、報道機関は起訴段階で報じた実名を匿名に戻すかどうかの検討も必要だ。

都島専任講師は「殺人や傷害致死事件でも、やむを得ず、結果的に人の命を奪ってしまった場合もある」とした上で「報道各社は当事者や周囲への影響をよく吟味し、取材や議論を尽くしてほしい」と要望する。

事件を起こしたのが誰なのかは社会が知るべき公共情報だ。実態を正確に伝え、事実の検証を可能にするためにも実名報道の原則は変わらない。ただ、更生を重視する少年法の理念とのバランスを考慮しながら、どう報じるのか。報道機関として慎重な対応が求められている。

平田桂三、大橋洋平、三宅信行が担当しました。